

意見書

平成16年8月22日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒270-1387
(ふりがな) ちばけんいんざいしそうふけ
(住所) 千葉県印西市草深1905-7
(ふりがな) いんざいちくしょうぼうくみあい
(名称) 印西地区消防組合
(代表者) 消防長 細谷 幹雄
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防救急無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は、現在の意義が何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについては、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」報告書(案)に係るパブリックコメント募集について意見書を提出いたします。

意見書

消防救急無線は災害対応の非常通信であり、緊急かつ確実な情報伝達手段であります。また公務に必要不可欠であり、「国民の生命、身体、財産の確保」に係る緊急かつ重要な無線通信であります。

このように消防救急無線は、公共かつ重要な無線通信であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退するものと考え、また消防サービスの水準低下が懸念されます。

これらのことから現行どおり減免措置を切に要望いたします。

柳井地区広域消防組合 通信指令室

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

山中町消防本部
消防長 末 一 夫
(公 印 省 略)

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会報告書（案）」にかかるパブリックコメントについて

見出しのことについて、別添のとおり意見書を提出いたしますので、お取り計らいの程、宜しく願い申し上げます。

様式 1

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 922-0112

(ふりがな) いしかわけん えぬまぐん やまなかまらにしかつらぎまち
住所 石川県江沼郡山中町西桂木町又17-2

(ふりがな) やまなかましやうぼうほんぶ しやうぼうちやう すえ かざ お
氏名 山中町消防本部 消防長 末 一 夫

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

平成 16 年 8 月 21 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波施策課 あて

(郵便番号) 〒362-0806
(ふりがな) さいたまけんきたあだちぐんいなまちおおあざこむろ
(住 所) 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4885番地
(ふりがな) いなまちしょうぼうほんぶ
(名 称) 伊奈町消防本部
(ふりがな) ながしまのりお
(代表者名) 長 島 憲 雄
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防・救急無線等は住民等の生命、身体、財産の保護に係わる高い公共性を有しており、市町村等に財源的な負担を課すことにより、住民にとって必要不可欠な行政サービスの水準が低下することを避ける観点から設けものです。そのため、減免措置を廃することにより、市町村財政の緊迫状況にある中で消防サービスの水準低下が一層懸念されます。

消防としては、災害活動時に消防・救急無線等を必要最低限使用しているものであり、そのサービスを受けるのは住民等であります。

また、今後電波有効利用のために、多額の経費を要する消防・救急無線のデジタル化に取り組む中で、新たな財政負担がかかることにより、デジタル化の移行に影響があることが懸念されます。

このようなことから、消防・救急無線等の取り扱いについて、現行どうり特例措置を継続していただきたく、お願い申し上げます。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒782-0035
(ふりがな) こうちけんかみぐんとさやまだちょうひやっこくちょう
(住所) 高知県香美郡土佐山田町百石町2丁目
3番51号
(ふりがな) やまだしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ
(名称) 山田消防組合消防本部
(ふりがな) おがわ ただし
(代表者名) 小川 正
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであります。この立法趣旨は現在においても何ら変わるものではなく、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防行政サービスの水準低下がより一層懸念されます。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用の促進に必ずしも繋がるとは思えません。事業者が電波を利用することにより事業者自らが便益を受けるのと違い、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であります。

電波を公共物ととらえ経済的価値を勘案した利用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を利用することによる経済的価値は生じないものと考えられます。

現在、消防機関は電波有効利用のため、無線のデジタル化に取り組んでいますが、多額の経費を要することから予算措置等、その対応に苦慮しているところであります。このような状況の中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化への移行が遅れることも懸念されます。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 宛

郵便番号 505-0100
住所 岐阜県可児郡兼山町657番地
氏名 兼山町長 渡辺 芳彦
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料の見直しは必要なことだと思いますが、維持管理費が増大
している中、減免措置が無くなるのは財政運営上、たいへん厳しいもの
があります。

電波の有効利用のため、国・県・市町村を区別することなく検討して
いただきたい。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 060-8588
住所 サッポロ市中央区北3条西6丁目
氏名 北海道企画振興部 IT 推進室情報基盤課長
カヤマ マサオ
中山 征夫
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]
氏名 北海道総務部危機対策室防災消防課長
ウエダ モトイ
上田 元一
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

最終報告書(案)では、電波の有効利用を図る観点や負担の公平性の確保の観点から、国及び地方公共団体に対する電波利用料の減免措置を見直し、減免措置の廃止又は縮小することについて意見が提起されておりますが、北海道としては、次の理由により、それぞれの観点について意見を申し述べ、現行の減免措置の継続を求めるところであります。

記

1 電波の有効利用の促進について

地方公共団体が開設している無線局のうち、電波利用料の納付を免除され又は納付額を減額されているものは、消防、防災業務を目的とする無線局で、消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法などの法令の定めるところにより、地方公共団体の責務として行っているものである。

これらの業務は、無線通信という手段によらなければ、その目的を果たせないことから、最小限の無線局を開設してきたものであり、維持に係る負担が増加するからといって、これらの無線局を廃止することは不可能であることから、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が、電波有効利用のインセンティブに必ずしもつながらないものと考えられる。

また、これまで、地方公共団体は、電波監理行政の遂行には積極的に協力し、周波数移行などの要請にも可能な限り応えてきているが、さらなる負担増を求められた場合、財政事情が危機的な状況にまで逼迫している地方公共団体では、現在進めつつある消防無線のデジタル化移行、防災行政無線の周波数・通信方式の移行等が困難となることは明らかである。

さらに、電波利用料徴収に伴う追加的財政負担に伴い、その財源を他の業務の縮小などにより求めざるを得なくなり、結果として住民への行政サービスの低下につながることも懸念される。

このように、直接電波を利用していないほとんどの国民に、行政サービスの低下という形で負担を強いることになることは、電波の有効利用に要する財源を、電波を利用している特定の者の負担により確保しようとする電波利用料の基本理念と、大きく矛盾するものと考えられる。

2 負担の公平性の確保について

国及び地方公共団体に対する電波利用料徴収の特例措置については、開設する無線局が、公共性が高く通信事業者等のように電波を利用しているものとは異なり、公共サービス提供のための必要不可欠な手段であることを考慮すべきである。

地方公共団体のあらゆる業務の目的は、住民の福祉に寄与することであり、また、前項でも述べたように、地方公共団体の負担は、住民の意識とは無関係にすべての住民、すなわち国民全体の負担となることに留意する必要がある。

このことは、電気通信事業者、放送事業者等が、いかに公共的に大きな役割を有する事業者であっても、事業者の目的が利益の追求であり、その利益は株主等、特定の者に配分されることや、利用者は任意にそれら事業者を利用することができ、料金の支払いについても自覚しているという点において、まったく性質を異にするところである。

したがって、そもそも民間事業者と地方公共団体を同じ土俵で比較検討すること自体に無理があり、これを公平の名の下に同列に扱うことは電波法の目的である「公共の福祉の増進」に反する結果につながりかねないと危惧するところである。

別紙（要旨）

北海道としては、次の理由により、それぞれの観点について意見を申し述べ、現行の減免措置の継続を求めるところであります。

記

1 電波の有効利用の促進について

- (1) 地方公共団体が開設している無線局のうち、電波利用料の納付を免除され又は納付額を減額されているものは、消防、防災業務を目的とする無線局で、消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法などの法令の定めるところにより、地方公共団体の責務として行っていること。
- (2) 上記業務は、無線通信という手段によらなければ、その目的を果たせないため、最小限の無線局を開設してきたものであり、維持に係る負担が増加するからといって、これらの無線局を廃止することは不可能であり、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が、電波有効利用のインセンティブに必ずしもつながらないものと考えられること。
- (3) さらに負担増を求められた場合、財政事情が危機的な状況にまで逼迫している地方公共団体では、現在進めつつある消防無線のデジタル化移行、防災行政無線の周波数・通信方式の移行等が困難となること。
さらに、電波利用料徴収に伴う追加的財政負担に伴い、結果として住民への行政サービスの低下につながることも懸念される。
- (4) 直接電波を利用していないほとんどの国民に、行政サービスの低下という形で負担を強いることは電波利用料の基本理念と、大きく矛盾するものと考えられること。

2 負担の公平性の確保について

- (1) 国及び地方公共団体が開設する無線局は、公共性が高く通信事業者等のように電波を利用しているものとは異なり、公共サービス提供のための必要不可欠な手段であることを考慮すべきこと。
地方公共団体のあらゆる業務の目的は、住民の福祉に寄与することであり、また、地方公共団体の負担は、住民の意識とは無関係に、すなわち国民全体の負担となることに留意する必要がある。
- (2) 公共的に大きな役割を有する事業者であっても、事業者の目的が利益の追求であり、その利益は株主等、特定の者に配分されることや、利用者は任意にそれら事業者を利用することができ、料金の支払いについても自覚しているという点において、まったく性質を異にすること。
- (3) 民間事業者と地方公共団体を同じ土俵で比較検討すること自体に無理があり、これを公平の名の下に同列に扱うことは電波法の目的である「公共の福祉の増進」に反する結果につながりかねないと危惧すること。

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 304-8501

(ふりがな) いばらきけんしもつましおおあざもとしろちょう

住 所 茨城県下妻市大字本城町2-22

(ふりがな) しもつましやくしょ そうむかちょう あわの しんや

氏 名 下妻市役所 総務課長 栗野 新也

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制限部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制限部会 最終報告書（案）」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次のとおり意見を提出します。

1 意見

- (1) 消防救急無線、水防無線については、現行どおり電波利用料を免除すべきと考えます。
- (2) 防災行政無線について、現行1/2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

(1) 1－(1) について

①消防救急無線、水防無線は国民の生命、身体、財産（以下国民の生命等）を保護する法的な任務を遂行することを目的とするものであり、地方公共団体が当該任務を果たすため必要不可欠なものであります。

従って、一部の利用者が自己の目的実現のため使用するものに利用料を課す場合とは区別し、電波利用料を免除すべきであると考えます。

②消防救急無線、水防無線は、国民の生命等の保護に必要不可欠なものとして設置しているものであり、他に代替え措置が無いものであります。

従って、電波利用料の徴収が、電波有効利用の誘因になるとは考えられません。

③地方自治体の厳しい財政事情、国からの補助金削減等の中で、電波利用料について自治体の負担を増せば、維持管理費にそのしわ寄せが及び、国民の生命等の保護に必要不可欠な通信設備の機能維持に支障が生じる恐れがあります。

(2) 1－(2) について

①市町村防災行政無線が、国民の生命等を保護するために必要不可欠なものであることは、新潟・福島及び福井豪雨で一般に広く認知されたところであります。

当該無線局は、災害対策基本法に基づき設置されるもので、消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであると考えます。

②当市防災行政無線の子局がアンサーバック方式のため、子局が固定局扱いになり電波料が高額になっております。前述の当該設備の機能や地方自治体の厳しい財政事情を勘案し、電波料を現行から全額免除にすべきと考えます。

③国の施策である同報系無線のデジタル化を促進するためにも、電波料を現行から全額免除にすべきと考えます。

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立方趣旨は現在でも何ら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば減免措置を廃することによりサービスの水準低下がより一層懸念される。さらに消防機関は電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化への遅れが懸念され、このようなことから、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく意見を提出いたします。

〒406-0027

山梨県東八代郡石和町下平井204番地

東八消防本部

消防長 中込 光夫(なかごみ みつお)

電話番号

メールアドレス

様式1

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 683-0853

(ふりがな) とっとりけんよなごしりょうみつやなぎ

住 所 鳥取県米子市両三柳5452

(ふりがな) とっとりけんせいぶこういきぎょうせいかんりくみあい

氏 名 鳥取県西部広域行政管理組合

しょうぼうきょくちょう ひろたにこうじ

消防局長 廣谷 耕史

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

別 紙

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置のうち、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等の財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであり、この立法趣旨は、今後も何ら変わるものではないこと。

消防無線等は、災害対応時の非常通信手段であり、かつ、無線以外に通信を代替する手段が無いものであり、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるものとは思えないこと。

また、経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについては、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないものといえること。

さらには、消防無線等は、電波利用料を徴収しなくても、電波の有効利用を図る観点から、多大な費用を要するデジタル化に向けて取り組んでおり、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、新たな財政負担はデジタル化移行への遅れが懸念されること。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

(郵便番号) 915-0814

(ふりがな) ふくいけんたけふしちゅうおう
(住所) 福井県武生市中央1丁目9番1号

(ふりがな) なんえつしょうぼうくみあい
(名称) 南越消防組合

(ふりがな) しょうぼうちょう まる おかまさち
(代表者名) 消防長 丸岡正智

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。」

意 見

国．地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最小限使用しているのみであり、又、電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである点に大きな差がある。

電波を公物ととらえ、経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないと言える。

さらに、消防機関は近年、救急の高度化や迅速、効率的な消防活動を展開するための消防救急指令装置の整備等、以前にはなかった要素に伴う経費の増加が著しく、当消防においても構成市町村の財政負担は年々大きくなっている。加えて電波の有効利用のために今後多額の経費を要する無線のデジタル化への取り組み等も予定される状況にある。又、当消防組合管内において町村合併の動きがあるが、単独で町制を維持する小規模な自治体もあり、財政負担の増加に耐えられない恐れもある。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特別措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-0325
(ふりがな) いしかわけんかほくぐんつばたまちあざかがつめ
住 所 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ109-1
(ふりがな) つばたまちしょうぼうほんぶ しょうぼうちょう ひろせ あきよし
氏 名 津幡町消防本部 消防長 廣瀬 昭良
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである

意見書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒 785-0010
住 所 こうちけんすさきしかしまち 高知県須崎市鍛冶町 1-23
名 称 こうばんしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ 高幡消防組合消防本部
代表者名 くみあいちやう きま おか とよ のり 組合長 笹岡豊徳
電話番号 
e メール 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

当組合は、高知県の西南部の中央に位置し、面積は全県の20%、人口は10%を有し大部分を山間部が占めている中、携帯電話等の不感地帯も多く、消防無線の占める割合は重要で消防行政に大きく寄与している。

消防無線の電波利用減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものと認識しており、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば減免措置を廃することにより消防サービスの水準低下がよりいっそう懸念される。

消防機関が災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用することで便益を受けているのは国民であり、消防機関等に利用税が導入されることとなった場合、使用台数等にも制限が係り十分な消防活動が阻害される恐れがあり、事業者が電波を利用するのとは差異があるものと考えます。

現在、消防機関は、電波有効利用のため、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることによりデジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を維持していただきたく、意見を提出します。

消防にとって無線通信は、唯一の重要手段なので、これまで通り
電波利用料は、減免してほしいと思います。
よろしくお願いします。

徳島県 板野西部消防組合
消防長 毛登山 秀幸

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

〒059-1604

ほっかいどうゆうふつぐんあつまちょうにしきまち
北海道勇払郡厚真町錦町47番地2
いぶりとうぶしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ
胆振東部消防組合消防本部

お たに つね お

消防長 尾 谷 常 夫

TEL

mail:

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を利用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年(2004年)8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 759-3411

住 所 山口県阿武郡須佐町大字須佐4570番地5

団体名 須佐町

代表者名 須佐町長 小田孝詞

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 本町において運用中の防災行政無線は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報手段であり、これによって収集伝達される情報は、町民の生命財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、防災行政無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 防災行政無線は、公共かつ重要な無線であり、これに対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成16年 8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 〒731-0501
(ふりがな) ひろしまけんあきたかたしよしだちょうよしだ
住 所 広島県安芸高田市吉田町吉田751番地1
(ふりがな) あきたかたしょうぼうしょ
名 称 安芸高田消防署
(ふりがな) たけがわのぶあき
代表者名 竹川 信明
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第2節 国、地方公共団体の扱いについて

国や地方公共団体、特に消防無線等電波利用料に対する減免措置の趣旨は現在も変わらず、災害発生時の非常通信として国民の生命、身体、財産の保護を目的とする住民にとって必要不可欠なものに電波を利用していること、また昨今の地方財政の逼迫状況のなか財政的な負担による住民にとって不可欠な消防サービスの水準低下、電波有効利用のための消防無線デジタル化移行への遅れも一層懸念される。

消防機関の目的に地域差はなく、逼迫地域及び逼迫帯域に限って利用料を徴収することは、国民の生命、身体、財産の保護に地域差を生じるといえる。

以上のようなことから、地方公共団体の扱いについては、現行の特例措置継続を強く希望いたします。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 宛

505-8606

岐阜県美濃加茂市太田町3431-1

美濃加茂市役所

総務部防災安全課 課長 小藤 勉

防災行政無線については、今後デジタル化等多大な費用を投入することになる。また、災害時に「市民の生命・身体・財産の保護」のための非常通信で重要な施設であるため、電波利用料は現行の制度で対応されたい。